

“平尾台・広谷湿原”ラムサール条約登録について

1 ラムサール条約について

概要 要：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
目的：交流・学習の促進により、生物多様性に富んだ重要な湿地を
保全し、賢明に利用（ワイズユース）する

条約加入：1980（昭和55）年

締約国会議：3年に1回開催。条約湿地*等を決定

（次回：2018年10月、アラブ首長国連邦・ドバイ）

締約国の義務：国際的に重要な湿地1ヶ所以上を条約に登録（※条約湿地）

国内の条約湿地：50ヶ所（下図参照）



2 登録のための条件

(1) 国際的な基準

- 湿地自体の希少性や、希少な生物・鳥類等との関わりなど、9つの国際的な基準が定められている。
- 環境省は平成22年、科学的・客観的な観点から、国際基準のいずれかを満たす国際的に重要な湿地として「ラムサール条約湿地潜在的候補地」（172ヶ所）を選定した。

【国際的な基準】

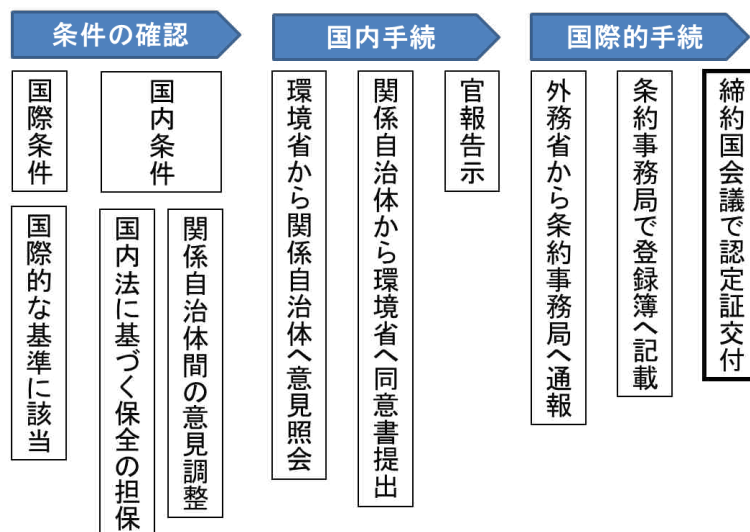
- 基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地
- 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地
- 基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地
- 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地
- 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地
- 基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地
- 基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地
- 基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地

(2) 国内の登録条件

「ラムサール条約湿地潜在的候補地」の選定にあわせ、環境省から示された国内の登録条件は次の二つ。

- ア 自然公園法、鳥獣保護法など、国内法に基づく保全の担保
- イ 関係自治体等の登録への賛意

3 ラムサール条約登録への流れ



4 平尾台の保全等の現状

(1) 国定公園としての保全・整備

広谷湿原を含む平尾台は、北九州国定公園に指定されている。

一定の行為を規制することにより、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用増進を図るため、歩道、園地等の整備を行っている。

(2) 市民啓発のための施設によるワイズユースの促進

北九州市平尾台自然の郷や福岡県平尾台自然観察センターにより、自然環境に対する理解促進を行っている。

5 広谷湿原の現状と保全活動

- 平尾台北東部の草原に囲まれた窪地にあり、ノハナショウブ、キセルアザミなどの湿原特有の植物が自生している。しかし、近年は草原性のネザサが増加している。
- 福岡県保健環境研究所が、湿原の植物を保全するため、ネザサのかき起こしを行い、これに東筑紫学園理科部が協力している。
- また、同学園理科部は、エコライフステージに参加し、積極的に活動の紹介を行っている。
- 本市では、平尾台の自然を周知する活動に対する支援も行っている。